

「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 計画段階環境配慮書」

に関する意見について

平成 27 年 3 月

静岡県

はじめに

本事業は、東燃ゼネラル石油株式会社（以下「事業者」という。）が静岡市清水区袖師町地内において、天然ガスを燃料とした県内最大級となる最大出力 200 万 kW の火力発電施設を新たに建設するものであり、発電方式には発電効率の高いガスタービン・コンバインドサイクルが採用される予定である。

事業実施想定区域周辺地域は、世界文化遺産である富士山や、その構成要素である三保松原等の優れた景観に恵まれ、また清水港を中心とした港町や東海道の宿場町として発展してきたところである。このような、当該地域に集積する文化的・歴史的な資産は、後世に永く受け継がれるべき普遍的な価値を有する。

よって、事業の実施に当たっては、景観、大気質、水質や生態系等へ与える影響について、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえた上で、回避・低減を図ることが重要である。

事業者は本意見書を踏まえ、環境に十分配慮した事業計画を策定されたい。

併せて、南海トラフ巨大地震等への災害対策についても、地域住民等の懸念を払拭させるため十分な説明を行うよう付言する。

I 全般的事項

- 1 環境影響評価法に基づく手続を通じて地域住民等へ丁寧な説明を行い、さらに得られた意見を踏まえた事業計画とすること。
- 2 環境保全の見地から明らかにすべき事実が新たに生じた場合は、環境影響評価図書への記載により速やかに公表し、地域住民等へ周知すること。
- 3 環境影響評価図書の作成に当たっては、導入を計画している設備の諸元について可能な限り具体的に記載するとともに、図の作成や用語解説により、分かりやすい内容とすること。
- 4 本事業の実施が環境に与える影響を回避・低減するため、当該地域の特性を考慮し、煙突の高さ等施設の構造及び排水処理等について考えうる様々な方法を検討すること。
- 5 早期段階から専門家等の指導や助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- 6 環境保全の見地から、環境影響の回避・低減を図る措置等について、他県の同様の事業における事例はもとより、事業実施想定区域周辺において発生した環境影響に係る事例等を調査し、本事業において活用すること。
- 7 個別事項で述べる意見については、調査、予測及び評価の方法を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に可能な限り具体的に記載すること。なお、調査、予測及び評価を実施しない場合は、方法書にその理由を記載すること。

II 個別事項

1 大気環境

(1) 大気質

- ア 事業実施想定区域は山と海に囲まれ、周辺には多くの住居地域が存在することから、地域特性を踏まえ、短期的高濃度条件等に考慮した上で、煙突の高さ及び構造を検討すること。
- イ 事業実施想定区域周辺の高層住宅への影響を回避・低減するように配慮すること。
- ウ 施設の稼働による大気質への影響の回避・低減を図るため、煙突の高さの検討のみならず、集合煙突やその他の方法についても検討し、併せて窒素酸化物の排出を抑制するように配慮すること。
- エ 予測の条件とした施設の稼働状況が変化した場合も想定した上で、大気質への影響を回避・低減するように配慮すること。
- オ 冷却水約 40,000 m³/日が蒸発し大気に放出されることから、微気象への影響を回避・低減するよう検討すること。

(2) 騒音・振動

事業実施想定区域周辺には、住居地域のみならず、不特定多数の人が利用する駅、文化施設及び商業施設が存在することから、周囲への騒音・振動による影響を回避・低減するため、施設の配置及び構造等について検討すること。

2 水環境

スケール防止剤等が添加された約 20,000 m³/日の量の排水が、清水港港湾区域内に放出されることから、流入河川の現況や他の事業排水の流量等を踏まえた上で、排水口の位置等を検討するなど、事業実施想定区域周辺海域の塩分等の水質への影響を回避・低減するように配慮すること。

3 動物

- (1) 事業実施想定区域の周辺海域及び当該海域への流入河川にはシロウオ、チワラスボ等の希少生物が生息することから、排水口の位置の検討等を含め、排水がもたらす温度及び塩分等水質の変化による、当該生物及び餌となるプランクトンやベントス等の生息環境への影響を回避・低減するように配慮すること。
- (2) シロウオ等の希少生物の多くが海域と淡水域である河川を回遊する種であることから、流入河川の現況を踏まえた上で、排水口の形状の検討等を含め、淡水の排出による当該生物の生息河川以外への迷入等、溯上への影響を回避・低減するように配慮すること。

4 景観

- (1) 施設の存在による景観への影響について、J R 清水駅改札口等、より多くの地点からの調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて施設の配置や構造について検討すること。
- (2) 事業実施想定区域は清水港の臨港地区内であることから、景観について陸上のみならず海上からの調査、予測及び評価を行うこと。なお、清水港には大型外国客船等が寄港することを踏まえ、海上からの景観への影響を回避・低減するように配慮すること。
- (3) 施設の構造及び色彩の選定、並びに施設周辺の緑化等の方法により、景観への影響を回避・低減するように配慮すること。
- (4) 富士山から伊豆半島へかけての山並み、三保松原など、連続性が重要となる景観については、その連続性を損なわないように配慮すること。
- (5) 煙突や冷却塔から白煙が発生する条件について詳細に検討し、景観への影響を回避・低減するように配慮すること。

5 温室効果ガス

本事業は最大出力 200 万 kW の火力発電施設を新たに建設するものであり、大量の二酸化炭素が排出されると想定されるため、施設の適切な稼働及び維持管理を行うなどエネルギーの有効利用を図り、二酸化炭素排出量を削減するように配慮すること。